

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (2019年3月31日現在)

自己査定結果について、金融再生法に基づく基準で開示しております。

金融再生法による開示では、貸出金以外の債権(債務保証・仮払金・未収利息等)も対象とされています。

リスク管理債権の対象債権は貸出金であり、その対象債権の範囲に若干の差異がございます。

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の 不良債権	2017年度	913	831	407	423	91.00%	83.74%	
	2018年度	1,069	986	530	455	92.22%	84.58%	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	2017年度	298	298	56	242	100.00%	100.00%
		2018年度	233	233	136	97	100.00%	100.00%
	危険債権	2017年度	615	532	351	181	86.63%	68.80%
		2018年度	812	729	380	348	89.77%	80.75%
要管理債権	2017年度	—	—	—	—	—	—	
	2018年度	23	23	13	9	100.00%	100.00%	
正 常 債 権	2017年度	59,865						
	2018年度	62,736						
合 計	2017年度	60,778						
	2018年度	63,805						

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

